## もに、口腔機能の維持・改善 を目的とした健診を実施しま 炎などの疾病を予防するとと 対象者には、5月中に市か 口腔機能の低下や誤嚥性肺 対象 後期高齢者医療制度に加入

施設入所者は対象外) から昭和16年4月1日までに 生まれた人(長期入院患者) している、昭和15年4月2日 ■期間 6月1日~10月31日

固市民課

新婚世帯への

**23** (50) 1206

<del>d</del>

◇虫歯、 など 物を飲み込む力など) 口腔衛生指導

歯肉の炎症、かみ合わせなど) ◇口腔機能の状況(舌の動き

費用 自己負担なし 歯周疾患の予防法



受診してください。

当医療機関に直接予約をして 表を送付します。希望者は該

口腔診査

内容

(休診日は除く)

◇歯と歯肉の状況

むし

歯

ら緑色の案内通知(受診票)

と健診協力歯科医療機関一覧

■採用予定日 平成29年4月1日 ※地方公務員法第16条に該当する人、日本国籍のない人は受験できません 新生活を経済的に支援する「結婚新 トの世帯 ◇平成28年4月1日から平成29年2 補助経費

**■受験手続** 総務課・市ホームページにある申込書に写真貼付、必要事項

■受付期間 5月31日火~6月17日金 8時30分~17時15分 (6月17日金)

敷金、礼金、共益費、仲介手数料など ※既存住宅のリフォームなどは対象外 住宅の購入費、 賃貸住宅の賃料

の消印有効)

◇採用予定数 4人程度

◇受験資格(次のどちらかに該当)

①昭和61年4月2日から平成7年4

月1日までに生まれた人(学歴不問)

②平成7年4月2日以降に生まれ、

学校教育法に基づく大学(短期大

学除く)を卒業した人(平成29年3月

までに卒業見込みの人を含む)

を記入し持参または郵送

**■試験日** 7月24日(日)

**■試験会場** 県立佐原高等学校

たはアパートなどを賃借した世帯 を機に市内に新たに住居を購入、ま 月28日までに結婚した世帯で、結婚 以下の世帯で、かつ夫婦とも37歳以 ◇夫婦の合算年間所得が300万円

対象世帯 次の2つに該当する市内在住の

閰総務課

技術職(土木)上級

◇採用予定数

**2** (50) 1240

1人程度

◇受験資格(次のどちらかに該当)

①昭和56年4月2日から平成7年4

月1日までに生まれた人(学歴不問)

②平成7年4月2日以降に生まれ、 学校教育法に基づく大学(短期大

学除く)を卒業した人(平成29年3月

までに卒業見込みの人を含む)

生活支援事業」を実施します。 に上限18万円を限度に補助します。 一制度の概要 新婚世帯の住居の取得や賃貸費用

国の補助金を活用し、

結婚に伴う

## 木造住宅の耐震診断・耐震改修・ リフォーム工事への助成

宅補助制度が

固企画政策課



**固都市整備課 23** (50) 1214

木造住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるた 一戸建て住宅の耐震診断に必要な経費と、耐震性が不十分と判断 された木造住宅を耐震改修する費用、また耐震改修に併せて行うリ フォーム工事の費用などの一部を助成します。

		耐震診断	耐震改修	リフォーム
-	対 象	木造2階建て以下	木造2階建て以下で耐震診断により改修が必要と認められたもの	木造2階建て以下で耐震改修工事と併せて行うもの
	助成内容	診断費用の1/2 (限度額:5万円)	改修設計費用の1/3 (限度額:4万円)	リフォーム工事費用 の1/10 (限度額:30万円)
			改修工事費用の1/3 (限度額:30万円)	
			改修監理費用の1/3 (限度額:6万円)	

家屋を新築・増築した場合は、税務課へ連絡をお願 いします。また、家屋を取り壊した場合も連絡くださ い。現地確認の上、課税台帳から抹消します。

課税するため、

家屋調査を

固定資産税を公平かつ適正

一家屋調査とは

建物の評価額を算定して課税 **台帳に登録します。** 

内部・外部を調査し、 屋が対象となります。 める固定資産評価基準により に登録されていない未調査家 実施しています。 新築・増築および課税台帳 国の定 建物の

調査員は市発行の身分証明書 築年次の確認などを行います。 の形状・間取り、所有者、建 測、完成図面などによる建物 建具)の使用部材の調査・計 と内部(天井・内壁・床・柱・ 建物の外部(屋根・外壁・基礎) **--、日程を調整します。なお、** 調査日時は、事前に連絡の 調査員(市職員)が訪問し

査を実施

調査方法